

令和5年度 秋田県保育士修学資金貸付制度  
募集要項  
※新入生及び2年生以上同時募集

1. 保育士修学資金貸付制度の概要

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とするものです。

貸付対象者	次の要件をすべて満たす方 ① 全国の指定保育士養成施設に令和5年4月に在学している方で、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内の保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等で保育業務に従事しようとする方。 ② 優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方。 ③ 他の都道府県の保育士修学資金を借り受けていない方。
貸付期間	令和5年4月から2年間 (3年制・4年制の養成施設の場合も2年間。ただし、在学期間の最終年度の申請は1年間)
貸付内容	① 修学資金 月額 5万円以内 (一人当たり通算120万円、 貸付期間が1年の場合は60万円を上限とします。) ② 入学準備金 (※) 20万円以内 (初回交付時に合わせて交付します。) ③ 就職準備金 20万円以内 (最終回交付時に合わせて交付します。) ※ 2年生以上は、対象外とします。 (ただし、「高等教育の修学支援新制度」(授業料減免)を利用する場合、養成施設が学則に定める授業料等から減免額を差し引いたのちも、自己負担額が生じる場合のみ保育士修学資金貸付制度の利用が可能となります。)
貸付利子	無利子 (ただし、返還期間内に返還されない場合は年3%の延滞利子を徴収します。)
連帯保証人	1名必要 (貸付を希望する方が未成年の場合は、法定代理人とします。)
資金の交付	貸付契約後、修学資金は年2回(5月と10月)に分けて指定口座に振込みます。 (貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は8月下旬の送金予定です。入学準備金は初回交付時、就職準備金は最終回交付時に修学資金と合わせて振込みます。)
返還の免除	保育士養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、秋田県内の保育所等で5年間(過疎地域(※)は3年間)継続して保育業務に従事した場合は返還が免除されます。 ※ 過疎地域：秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び 秋田市の一部(旧河辺町)、潟上市の一部(旧昭和町、旧飯田川町)
返 還	返還免除の要件を満たさなかった場合、返還となります。 返還期間：月賦等の場合、5年以内とします。 返還方法：預金口座振替による均等払い(一括または繰り上げ返済も可能)

◎ 本貸付制度では他の奨学金との併給を禁止していませんが、他団体の奨学金では併給を禁止している場合もあります。各団体にお問い合わせ下さい。

## 2. 令和5年度募集人数

新入生 110人程度、2年生以上 10人程度

## 3. 申請の手続き

(1)申請の期限 令和5年6月30日(金)必着

※在学する保育士養成施設を経由して、秋田県社会福祉協議会に提出してください。

(2)提出書類

- ① 保育士修学資金 貸付申請書 (第1号様式)
- ② 保育士養成施設長の推薦状 (第2号様式)
- ③ 保育士養成施設の在学証明書
- ④ 直近に在学していた学校(高等学校等)の成績証明書  
※2年生以上は、保育士養成施設の成績証明書
- ⑤ 住民票 (世帯全員の写し) (発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 申請者と生計を一にする世帯全員の収入を証明する書類  
(令和5年度 市(町村)・県民税 所得・課税証明書)  
※令和4年中の収入額の記載があるもの  
※自営業の方は、確定申告書の写し(税務署の受付印があるもの)も添付
- ⑦ 連帯保証人の収入を証明する書類 (上記⑥参照)  
※上記⑥で同じ内容の提出がある場合は、1部のみの提出でよいものとする。
- ⑧ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑨ 入学時に45歳以上であり、かつ離職して2年以内の場合は離職証明書
- ⑩ 返信用封筒 (角2サイズ)  
(返送先の住所・氏名を明記し、460円(140円+320円)分の切手を貼付けたもの)
- ⑪ 申請者が児童養護施設等に入所している児童等であって、法定代理人を保証人とすることができないやむを得ない事情がある場合には、別の者を保証人とする児童養護施設等の施設長の意見書
- ⑫ 「高等教育の修学支援新制度」利用状況調査票

## 4. 貸付可否の決定等

申請の締め切り後、貸付審査会において貸付の可否を決定し、7月下旬までにお知らせします。  
貸付決定後、契約を締結し、8月下旬頃に指定口座に修学資金等を送金予定です。

## 5. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

総務企画部 保育士修学資金貸付事業担当

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 TEL 018 (864) 2711

[E-mail] [soumu@akitakenshakyo.or.jp](mailto:soumu@akitakenshakyo.or.jp)

[ホームページ] <http://www.akitakenshakyo.or.jp/>